

申請は必ず事業所(会社)経由で行なってください。
被保険者から健保に直接申請することはできません。
マイナ保険証※として紐付けしている場合は、資格確認書は交付できません。
※『マイナ保険証』とは、マイナンバーカードの保険証利用のことです。

健保捺印欄	常務理事	事務長		担当者

『健康保険 資格確認書』（再）交付申請書

資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください

被保険者情報	記号・番号	記号(左つめ) XXXX - 番号(左つめ) XXXX	生年月日	2 1 昭和 2 平成 3 令和 XX 年 XX 月 XX 日
	氏名	フリガナ ケンボ タロウ 健保 太郎		
	郵便番号	XXX - XXXX	電話番号	XX-XXXX-XXXX
	住民票住所 (住民票と同じ表記で記入)	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目XX番地XX		
	居所住所 (実際にお住いの住所)	同上		

対象者欄	対象者	1 被保険者(本人)のみ 2 被扶養者(家族)分のみ 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分		
	被保険者	フリガナ 氏名 同上	生年月日 同上	申請理由 1 下記、理由欄より必ず選択ください
	被扶養者①	フリガナ ケンボ ジロウ 氏名 健保 次郎	生年月日 2 1 昭和 2 平成 3 令和 XX 年 XX 月 XX 日	申請理由 1 下記、理由欄より必ず選択ください
	被扶養者②	フリガナ 氏名	生年月日 1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	申請理由 下記、理由欄より必ず選択ください
	被扶養者③	フリガナ 氏名	生年月日 1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	申請理由 下記、理由欄より必ず選択ください

理由欄	(再)交付理由	有効期限	手数料
	1. 資格確認書を紛失・き損したため	交付日より3ヶ月	¥1,000/枚
	2. マイナンバーカードを紛失したため	資格喪失(削除)日 または 令和8年11月30日 まで	不要 ただし、『2』～『8』の理由による交付後に、紛失・き損が理由で再交付申請の場合は、『1』と同じく、手数料(¥1,000/枚)がかかります
	3. マイナンバーカードの更新手続き中のため		
	4. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため		
	5. マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため		
	6. マイナンバーカードを作っていないため		
	7. マイナンバーカードを返納したため		
	8. マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため		

事業主欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。	担当(確認)者氏名	健保受付印
	事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号		
社会保険労務士の 提出代行者名記入欄 (上記に事業所名称を記入してください)		担当(確認)者氏名	

【注意事項】

1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご注意ください。

①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナナンバーカードがマイナ保険証です。

②. 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③. 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

＜①について資格確認書を交付しない理由＞

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方など）は除く

＜②、③について資格確認書を交付しない理由＞

- ・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
- ・資格情報のお知らせ又はその写し

※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。
（保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要）。

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用



医療保険の資格情報画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは参照できません。マイナ保険証と合わせて医療機関等の受付に提出してください。

保存日時：2024年2月6日 時点

保 険 者 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
療 号	00000
科 号	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方は後期高齢者医療の加入者

一 部 医 療 保 険 料

特 別 期 間

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、療育しるしやマイナ保険料の滞りなく納付とともに医療機関を受診する旨を通知する必要がある場合があります。なお、医療機関の受付や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有価証券の別添に添付し、一部後期高齢者の受診になる場合がありますので、ご確認ください。

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため資格確認書の交付申請をしてください。

事 由	申 請 理 由
・マイナナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナナンバーカードの利用を一時停止させた後で、マイナナンバーカードの再発行や電子証明書の更新(マイナナンバーカードが見つかった場合)を行っていない場合	『2』 マイナナンバーカードを紛失したため
・マイナナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナナンバーカードの継続利用の手続きを行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合	『3』 マイナナンバーカードの更新手続き中のため
・マイナナンバーカードの交付時(再発行時を含む。)に、電子証明書の発行を希望しない場合	『6』 マイナナンバーカードを作っていないため

※マイナナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかにご対応頂きますようお願いいたします。